条件書　MV42_210416

1. 本条件書において、次の用語を以下のとおり定義するものとします。
   (1)「機器」とは、注文書に記載し、契約条項 GCE-990_210416（以下本契約という）第 4 条第 3 号にもとづき甲が乙の書式(以下「管理台帳」という)を用いて乙に通知する機械装置を意味します。
   (2)「ソフトウェア」 とは、「機器」に搭載するコンピューター・プログラムのうち、「管理台帳」で特定される乙所定のコンピューター・プログラムを意味します。
   (3)「対象製品」とは、「機器」および「ソフトウェア」の総称を意味します。

2. 本契約第 3 条第 1 項にもとづき乙が甲に提供するエンドポイントセキュリティあんしんパック（ビジネスエディション対応）のサービス内容は、次のとおりとします。
   (1) 「対象製品」に障害が発生した場合、乙は乙の指定する技術者の電話または訪問により障害発生箇所を調査します。ただし、当該調査の一次対応は電話で行うものとし、乙が必要と判断した場合、訪問するものとします。
   (2) 前号の「支援業務」には、次の作業は含まないものとします。
      ①　障害発生原因の究明および「対象製品」の修理・修復作業
      ②　コンピューター・ウイルスに関する問い合わせ
      ③　「ソフトウェア」 の製造業者へのコンピューター・ウイルスサンプルの提供
      ④　コンピューター・ウイルスの検出作業および駆除作業
      ⑤　甲のデータの復旧作業
   (3) 障害発生箇所調査の結果、「ソフトウェア」の再インストールが必要な場合、乙は、「ソフトウェア」を再インストールし、「管理台帳」記載の状態に「ソフトウェア」を再設定します。
   (4) 「支援業務」の実施に起因する甲のコンピューター・プログラムまたはデータ等の滅失、毀損その他の甲の損害については、乙はその責を負わないものとします。

3. 本契約第 6 条第 1 項を次のとおり変更します。
   本契約期間は注文書記載のとおりとします。ただし、当該契約期間満了の 2 ヵ月前までに甲乙いずれからも書面により本契約を終了させる意思表示がない場合、更に 1 年間更新するものとし、以後の更新も同様とします。

4. 本契約第 8 条に次の条項を追加します。
   甲が「対象製品」を変更する場合、乙は当該変更内容に応じて「保守サービス料金」を改定するものとします。

5. 本契約第 9 条に次の条項を追加します。
   甲が「対象製品」に関し、本契約以外に乙または他の事業者と保守等の契約を締結している場合においても、甲は本契約にもとづく「料金等」を支払うものとします。

6. 本契約第 15 条に次の条項を追加します。
   乙は、「支援業務」の実施により「対象製品」の障害が必ず是正されることを保証するものではありません。

以上